

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ これも相続財産!! (電話加入権)

Q: 相続税は、現預金や土地・建物などにかかるかと思いましたが、電話にもかかるそうですね。

評価はいくらになるのでしょうか。

A: 電話加入権は、相続財産として計上しなければなりません。

評価は、管轄の局によって多少異なっています。

【解説】

相続財産には、土地や家屋、有価証券といった目に見える財産以外に、営業権や漁業権、特許権といった無体財産権についても財産として計上しなければなりません。

電話加入権もその中のひとつです。

電話加入権の評価は、

- (1)取引相場のあるもの＝課税時期における通常取引価額
- (2)(1)以外のもの＝売買実例等をベースに、電話取扱局毎に各国税局長の定める標準価額

となります。

(2)の“標準価額”は、局によって多少異なってくるものの、同一局管内では価格は統一されています。

平成7年分については、

東京局で4万6,000円、

関信局も4万6,000円、

大阪局は4万5,000円

となっています。

